



佐倉市と株式会社千葉薬品との包括連携協定書



佐倉市（以下「甲」という。）と株式会社千葉薬品（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することにより、地域の活性化、地域福祉の向上及び市民の健康増進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）健康づくりの推進に関すること
- （2）地域情報の発信に関すること
- （3）高齢者支援に関すること
- （4）災害時における地域支援に関すること
- （5）地域活性化に関すること

（6）前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号に掲げる連携事項の詳細については、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の検討及び実施により知り得た相手方の情報について、厳に秘密として保持し、第三者に開示・漏えいしてはならず、本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- （1）相手方の書面による承諾を得た場合
- （2）業務上必要な範囲内で、法律上の守秘義務を負う弁護士等の外部専門家に開示する場合
- （3）法、佐倉市条例その他関係法令の規定により開示する場合

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙が本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和8年3月31日とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から特段の申出がない限り、本協定の有効期間が1年間更新されたものとみなし、その後も同様とする。

（解約）

第6条 甲又は乙のいずれかより、本協定の解約の申出がなされた場合、甲及び乙は、双方協議の上、合意により本協定を解約することができる。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第7条 甲及び乙は、本協定の締結日において、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）と関係を持たないことを表明し、将来にわたってこれを保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- （1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- （2）虚偽の風説の流布又は偽計を用いて、信用を毀損する行為
- （3）虚偽の風説の流布、偽計又は威力を用いて、業務を妨害する行為
- （4）前3号に類似する行為

3 甲及び乙は、相手方が前2項の規定のいずれかに違反していると判断したときは、直ちに本協定を解除することができる。この場合において、解除の通知は、書面により行うものとする。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年11月4日

（甲）千葉県佐倉市海隣寺町97

佐倉市
佐倉市長

西田 三十五

（乙）千葉県千葉市中央区問屋町1番35号

株式会社千葉薬品
代表取締役社長

齋藤 昭生